

VII 上場費用

本項目に記載する各種料金は、消費税額及び地方消費税額を加算してお支払いいただきます。

1 上場審査に伴う費用

上場申請時には、上場審査料が必要となります。

料金	市場区分	金額	支払期日
上場審査料	プレミアム市場 メイン市場	200万円	上場申請日が属する月の翌月末日まで
	ネクスト市場	100万円	

- (注1) 申請会社が以前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して3年以内に上場申請を行う場合は、上場審査料が半額となります。
- (注2) 既に国内の他の金融商品取引所（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場を除きます。以下同じ。）に上場されている会社が上場申請を行う場合又は株式会社東京証券取引所と同時に上場申請を行う場合は、申請する市場区分に関わらず、100万円となります。
- (注3) 予備申請を行う場合には、上場審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、予備申請日から起算して1年以内に新規上場申請を行った場合には、改めて上場審査料をお支払いいただく必要はありません。

なお、海外等、特に遠方において行う実地調査及び面談等に係る渡航費用やその他の名証が上場審査のために特に必要と認める調査に係る費用については、別途実費相当額を調査費用として申し受けます。

2 新規上場時に必要となる費用

新規上場時には、新規上場料及び公募又は売出しに係る料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新規上場料	100万円	上場日が属する月の翌月末日まで
公募又は売出しに係る料金	(1) 上場申請に係る株券の公募 公募株式数×公募価格×万分の5	上場日が属する月の翌月末日まで
	(2) 上場申請に係る株券の売出し（注2） 売出株式数（注3）×売出価格×万分の1	

（注1）公募又は売出しに係る料金は、上場承認の日以後上場日までに行う新規上場申請に係る株券の公募又は売出しを対象とします。

（注2）法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限りです。

（注3）売出株式数には、オーバーアロットメントによる売出株式数を含みます。また、上場後にグリーンシュエーションに係る第三者割当増資が行われた場合には、その第三者割当増資における割当株式数に応じた「新株の上場に係る料金」（後掲）が必要となります。

（注4）上記の新規上場料及び上場申請に係る公募又は売出しにかかる料金を加算した額については、上限は1,000万円です。

（注5）料金の算定において生じた100円未満の金額は切り捨てます。

【新規上場時に必要となる費用の計算例】

（前提条件）

- ・公募100,000株
- ・売出し（引受人の買取引受）50,000株
- ・売出し（オーバーアロットメント）20,000株
- ・公募又は売出価格2,560円

（計算）

新規上場料 1,000,000円

+ 公募又は売出しに係る料金 【公募分】

100,000株×2,560円×5／10,000＝128,000円

【売出し分】

(50,000株+20,000株＝70,000株) × 2,560円
× 1／10,000＝17,900（百円未満切捨て）

合計	1,145,900円
----	------------

3 上場会社が支払う費用

上場会社は、以下に記載する年間上場料、新株券等の発行等に係る料金、新株の上場に係る料金及び合併等に係る料金が必要となります。

(1) 年間上場料

上場後は、年間上場料として次の表に定める金額にTDnet利用料として9万6千円を加算した金額をお支払いいただくこととなります。

上場時価総額	金額			支払期日
	プレミア市場	メイン市場	ネクスト市場	
50億円以下	60万円	48万円	36万円	3月末日及び 9月末日まで (左記の金額に TDnet利用料を加 算した金額の半額 ずつ)
50億円を超え 250億円以下	66万円	54万円	42万円	
250億円を超え 500億円以下	72万円	60万円	48万円	
500億円を超え 2,500億円以下	78万円	66万円	54万円	
2,500億円を超え 5,000億円以下	84万円	72万円	60万円	
5,000億円を 超えるもの	90万円	78万円	66万円	

(注1) 上場会社が株式会社東京証券取引所に上場されている場合の年間上場料については、表に定める額から12万円を減算した金額とします。また、TDnet利用料をお支払いいただく必要はありません。

(注2) 上場時価総額は、毎年12月の売買立会の最終日における最終価格（最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（認定気配値段及び特別気配値段を含みます。）がない場合は、直近の最終価格）と毎年12月末日の上場株式数を用いて計算します。

(注3) 新規上場時の年間上場料は、新規上場日の属する月によってお支払いいただく金額が変わります。（下表参照）

3月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の 属する月	年間上場料
前年の8月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の1の額に 年間上場料の半額を加えた額
前年の9月	年間上場料の半額
前年の10月	年間上場料の12分の5の額
前年の11月	年間上場料の12分の4の額
前年の12月	年間上場料の12分の3の額
1月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の2の額
2月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

9月末日を支払期日とする年間上場料	
新規上場日の 属する月	年間上場料
2月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の7の額
3月	上場日における上場時価総額による年間上場料の半額
4月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の5の額
5月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の4の額
6月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の3の額
7月	上場日における上場時価総額による年間上場料の12分の2の額
8月	年間上場料をお支払いいただく必要はありません

「上場日における上場時価総額」は、次のaからcまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからcまでに定める上場時価総額を用いて計算します。

a 上場会社が当取引所のみで新規上場された内国株券の発行者である場合

上場日の売買立会における最終価格に、上場日の上場株式数を乗じて得た額（上場日において売買が成立しない場合には、上場日後最初に売買が成立した日の売買立会における最終価格に、当該日の上場株式数を乗じて得た額）

- b 上場会社が当取引所と同時に国内の他の金融商品取引所に新規上場された内国株券の発行者である場合

上場日の売買立会における最終価格（最終気配値段を含みます。）に、上場日の上場株式数を乗じて得た額（上場日において当該他の金融商品取引所（当取引所が主たる金融商品取引所と認める場合に限ります。）において売買が成立しない場合には、上場日後最初に当該他の金融商品取引所において売買が成立した日の売買立会における最終価格に、当該日の上場株式数を乗じて得た額）

- c 上場会社が他市場上場会社として新規上場された内国株券の発行者である場合

上場日の売買立会における最終価格（最終気配値段を含みます。）に、上場日の上場株式数を乗じて得た額

(2) 新株券等の発行等に係る料金

上場会社が新株券等の発行等を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
上場株券（注１）を発行又は処分（注２）する場合	1株当たりの発行価格×発行又は処分する株券の数×万分の1	その新株発行等を行った日が属する月の翌月末日まで
新株予約権の目的となる株式が上場株式である新たな新株予約権（注３）を発行する場合	（新株予約権の発行価格×新株予約権の総数+新株予約権の行使に係る払込金額（注４）×新株予約権の目的となる株式の数）×万分の1	
上場株券の売出し（注５）をする場合（注７）	売出株式数×売出価格×万分の1	

（注１）上場株券への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに新たな上場株券を交付することをいいます。）が行われる株券を含みます。

（注２）会社法第199条第1項に規定する募集によるもの（外国会社にあつてはこれに相当するもの）に限ります。新規上場に係るオーバーアロットメントを行う元引受金融商品取引業者等が有価証券の募集等に係る元引受契約の締結に当たり付与された募集等対象銘柄の発行者又は保有者より募集等対象銘柄を取得することができる権利の行使に伴う第三者割当による発行又は処分は除きます。

（注３）会社法第238条第1項に規定する募集によるもの及び同第277条に規定する新株予約権無償割当てによるもの（外国会社にあつてはこれに相当するもの）に限ります。

（注４）「新株予約権の行使に係る払込金額」とは、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額をいいます。

（注５）法第2条第4項第1号に掲げる場合に該当するものに限ります。

（注６）上記の新株券等の発行等に係る料金については、上限は200万円です。

（注７）2027年4月1日以後に決定される売出しから適用します。

(3) 新株の上場に係る料金

上場会社が新たに発行する株券の上場に際して、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
新株の上場に係る料金	1株当たりの発行価格（注１）×新たに発行する株券（注２）の数×万分の4	その新株の上場日が属する月の翌月末日まで（注３）

（注１）他の種類の株式への転換（会社がその発行する株式を取得するのと引換えに株券を交付することをいいます。）が行われる株式の転換により発行された新株を上場する場合は、当該株式の1株当たりの発行価格を表中における「1株当たりの発行価格」とみなして計算します。

新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算

します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数 + 新株予約権の行使に係る払込金額 × 行使される株式数」

また、取得条項付新株予約権の会社による取得に伴い発行された新株を上場する場合は、次の方法で計算した金額の1株当たりの金額に相当する金額を、1株当たりの発行価格とみなして計算します。

「各新株予約権の発行価格 × 新株予約権の総数（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合は、当該金額と取得される新株予約権に係る社債の金額の合計額）」

（注2）規程第303条の適用を受けて上場する新株を除きます。

（注3）他の種類の株式への転換が行われる株式の転換により発行された新株を上場する場合、新株予約権の権利行使により発行された新株を上場する場合又は取得条項付新株予約権の取得に伴い発行された新株を上場する場合における支払期日は、別に定めております。

（注4）上記の新株の上場に係る料金については、上限は800万円です。

（4）合併等に係る料金

上場会社が吸収合併等（吸収合併、吸収分割、株式交換又は株式交付をいいます。）を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
合併等に係る料金	（その合併等にして発行する株券の数＋交付する自己株式の株券の数）×合併等の効力発生日（注1）の売買立会におけるその株式の最終価格（注2）×万分の1	合併等の効力発生日が属する月の翌月末日まで

（注1）吸収合併、吸収分割、株式交換及び株式交付の効力発生日をいいます（以下同じ。）。

（注2）その合併等の効力発生日の売買立会において売買が成立しない場合には、その合併等の効力発生日後最初に売買立会において売買が成立した日の最終価格をいい、上場会社が国内の他の金融商品取引所におけるに上場されている株券の発行者である場合には、当該他の金融商品取引所における最終価格をいいます。

（注3）上記の合併等に係る料金については、上限は200万円です。

4 市場区分の変更に伴う費用

市場区分の変更を行う場合には、以下の料金が必要となります。

料金	金額	支払期日
市場区分の変更審査料	100万円	市場区分の変更申請日が属する月の翌月末日まで
市場区分変更料	50万円	市場区分の変更日が属する月の翌月末日まで

(注1) 申請によらない市場区分の変更（プレミアム市場の上場維持基準抵触によるメイン市場への変更）については、市場区分の変更審査料及び市場区分変更料をお支払いいただく必要はありません。

(注2) 予備申請を行う場合には、市場区分の変更審査料と同額の予備審査料が必要となります。予備申請を行った場合で、かつ、市場区分の変更予備申請日から起算して1年以内に市場区分の変更申請を行った場合には、改めて市場区分の変更審査料をお支払いいただく必要はありません。